

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、平成２２年度定期監査及び平成２３年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、富津市長から通知があったので公表する。

平成２４年５月１６日

富津市監査委員	高橋	聖
富津市監査委員	福原	敏夫

措置の内訳

○ 平成22年度定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
建設部 管理課	道路占用料について	
	(1) 道路占用料のうち、電柱類に電線を架線する場合並びに電柱類を支えている支線及び支線柱に係る占用料の額については、富津市道路占用料条例に規定のない額を徴収しているので適切な処置を講じられたい。	平成23年度に道路占用料条例、同規則を改正し、条例に定められていない占用料について、規定しました。
	(2) 道路占用料の納入は、「許可書交付の際、納入しなければならない」と規定されているが、実態は異なる取扱いがされているので、適切な是正をされたい。	平成23年度に道路占用料条例を改正し、納入期限について規定しましたので、条例に基づき適正に処理いたします。
	(3) 納付期限内に道路占用料の納付が確認されない場合は、道路法第73条第1項及び富津市道路占用料条例第6条の規定により処理されるよう改善されたい。また、占用料に係る徴収簿の整備を図られたい。	道路占用料につきましては、強制徴収公債権であることにより道路法及び債権管理条例に基づき適正に処理いたします。 徴収簿につきましても、富津市財務規則及び債権管理条例施行規則に基づき適正に処理いたします。
	公共用財産使用料について	
(1) 使用料の徴収額に数件の誤りが認められるので、適正な納付額に改められたい。	適正な納付額に改めます。	
(2) 納付期限内に使用料の納付が確認されない場合は、富津市督促手数料及び延滞金徴収条例第2条から4条の規定により処理されるよう改善されたい。また、使用料に係る徴収簿の整備を図られたい。	督促手数料及び延滞金徴収条例により処理いたします。 使用料に係る徴収簿の整備を図ります。	

○ 平成23年度定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
建設部 管理課	公共用財産使用料について	
	(1) 公共用財産の徴収額に数件の算定誤りが認められた。本件の算定誤りに関しては昨年度の定期監査（平成23年1月実施）の折にも指摘したところであるが、平成22年度は、過誤の訂正をすることなく、誤った額で収納されている。平成23年度の使用料についても、平成22年度に算定誤りのあった納入者に対し、再び誤った額で納入通知書が送付されているため適切な事務処理をされたい。	平成23年度の使用料の徴収額について、算定誤りがあった納付者に対し、適正な納付額に改め、処理いたしました。
	(2) 年度初めに調定すべき平成23年度の公共用財産使用料（継続分）が平成23年12月に調定されているので、富津市財務規則を遵守した処理をされたい。	平成24年度の公共用財産使用料の調定については、富津市財務規則を遵守した処理をいたしました。
(3) 本件使用料の徴収簿については、督促等に関する所要事項の記述が可能となるような様式の改善を検討されたい。	平成24年度より使用料に係る徴収簿の改善及び整備を図るとともに、未納者に対して督促等を行うよう努めます。	